主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人上野伊知郎の上告趣意のうち、憲法八一条違反をいう点は、原判決に対する論難ではなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和六二年九月七日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	角	田	禮 次	郎
裁判官	高	島	益	郎
裁判官	大	内	恒	夫
裁判官	佐	藤	哲	郎
裁判官	四ッ	ノ谷		巖